1 部活動の意義と目的

部活動の意義は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及 び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった 好ましい人間関係の形成等を図ることである。

本校の部活動は、各部顧問の指導のもと、スポーツや文化及びものづくりに興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加している。本校の学校教育目標を達成するために、前述の部活動の意義及び校訓の「人間性」を高め、学校部活動の充実と継続を目的とする。

2 本年度の部活動

(1) 設置する部活動

生徒会に承認された、運動部13部、文化部9部、同好会2とする。

- (2)活動日及び活動時間について
 - ①週当たりの休養日の設定
 - ・原則として週2日以上の休養日を設定する(時期によっては積極的休養も含む) ※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。
 - ②長期休業中の休養日の設定
 - ・学期中の休養日の設定に準ずる。
 - ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間を検討 する。

③活動時間

- ・平日は、2時間程度とする。(ウォーミングアップ・クールダウンを含む)
- ・学校休業日は、3時間程度とする。(同上)
- ・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定 し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿やコンクール・大会前の練習等で、活動時間延長の場合は保護者の承諾を得て実施する。

④朝練習について

- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し実施する。

(5)その他

- ・年間スケジュールを作成し、シーズンオフに当たる期間には、土、日曜日の休業日設定も検討する。
- ・定期テスト1週間前より活動は、学習時間確保のため原則禁止とする。

(3) 安全対策について

- (1)事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- ②生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。
- ③事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。

3 経費

- (1)活動にあたる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において保護者から活動費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、 金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- (3) 通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
- (4) 会計の管理は一人で行わず、必ず複数の顧問で行う。
- (5) 帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

4 参加する大会等の精選

高体連の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

5 部活動運営

- (1) 外部指導者について
 - ①顧問職員の負担軽減及び専門的指導を求める生徒・保護者の要望に応えるための外部指導者の活用 は、校長と関係者の協議調整のもと依頼する。
 - ②外部指導者の活用は、部活動が学校管理下での計画的教育活動であることを基本に顧問との役割分 担等を明確にし、各部の状況を考慮し実施する。
- (2)活動計画書・実績報告書の提出について
 - ①毎月活動計画書を作成、管理職に提出する。(提出日:前月末まで)
 - ②毎月実績報告書を管理職に提出するとともに、活動内容等を振り返る。(提出日:翌7日まで)
- (3) 部活動検討委員会について
 - ①「部活動振興対策委員会(仮称)」を開催し、各部の取組状況や課題を協議する。
 - ②学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言を得る。
- (4) 体罰等の許されない指導の徹底について

学校教育活動の一環として行われる部活動は、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。よって、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対にしない。また、させない。

・ < (参考) 他校で問題のあったケース> -

- 定期の部費の他、臨時徴収した合宿・遠征費などを、使用していないのに返金・精算がされないとして、保護者が地元の県議まで動員して、顧問を吊し上げたケース。**<出納簿なし、会計報告なし>**
- 定期演奏会の広告協賛金数十万円を集めてきた部員が、顧問に渡す前に無施錠の引き出しに入れたまま紛失・盗難に遭ったケース。**<現金管理、一時保管場所>**
- 部費の保管が顧問の私用のバッグの中で行われ、収支はどんぶりで公私混同。レシート・領収書も 紛失し、移動後に数十万円の未払い残金が発覚し、保護者から訴えられたケース。

<現金で通帳なし、出納簿なし、会計報告なし、保管場所>

○ 地区連盟の徴収金を私用のバッグに保管し、そのバッグを車上に置いたままその場を離れたため、 盗難にあったケース。**<保管場所>**